迅速な被災者生活再建支援に関する東京都の取組について

東京都総務局総合防災部

日本国内で震度７を観測した地震

■１９９５年1月１７日
阪神大震災

■２００４年１０月２３日
新潟中越地震

■２０１１年3月１１日
東日本大震災

■２０１６年４月14日
2016年熊本地震

■２０１６年４月16日
2016年熊本地震

The 2016 Kumamoto Earthquake

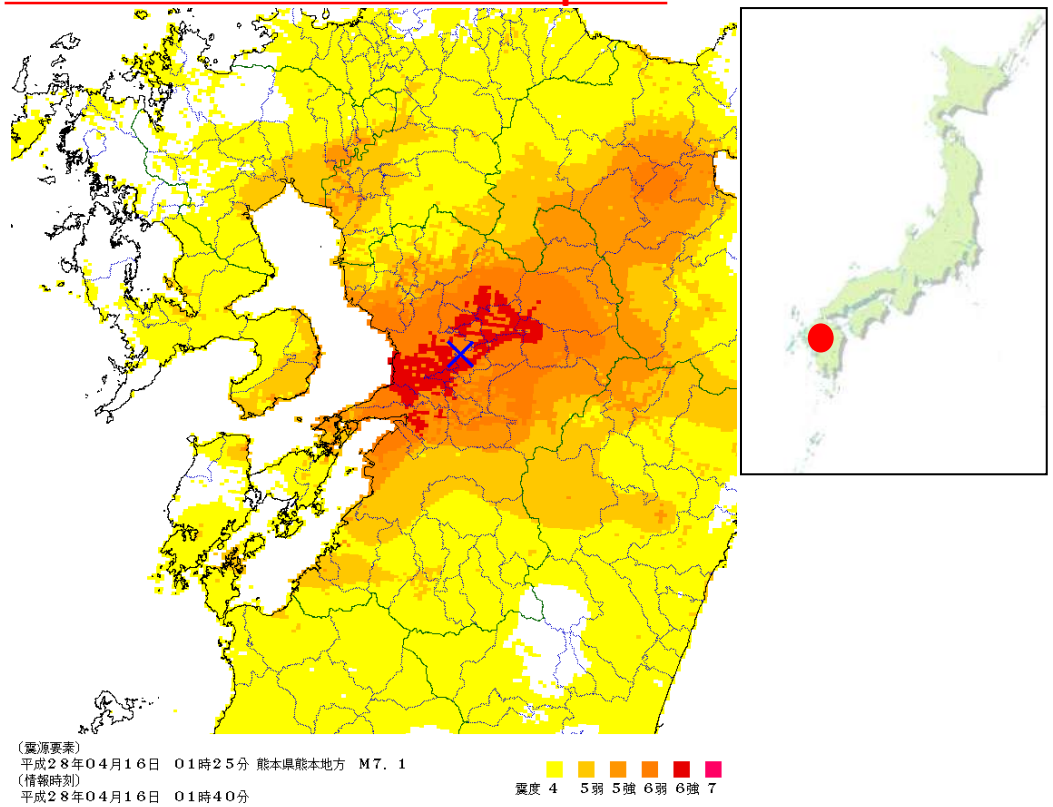

熊本地震の被害状況（H28.8.22時点）

■人的被害状況

区分	人数
死者数	88
重軽傷者数	2,246

■住家被害状況

区分	棟　　数
全壊	8,125
半壊	28,684
一部損壊	128,294
分類未確定	21
計	165,124

※　住家被害棟数は、罹災証明書申請件数ベースの市町村もあるため、複数の世帯が入居するマンションなどの重複の可能性あり

熊本県ＨＰより

熊本県内の住家被害状況（１）

阪神淡路大震災時よりも半壊・一部損壊が増加

■ 全壊　■ 半壊　■ 一部損壊

（参考）阪神淡路大震災
住家被害状況割合

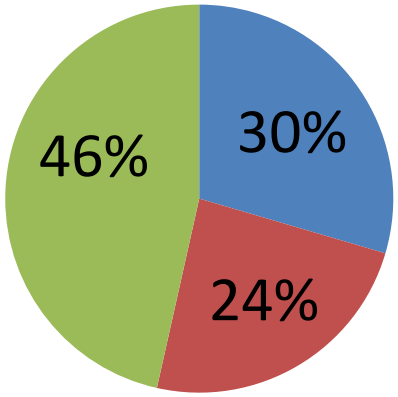

内閣府HPより

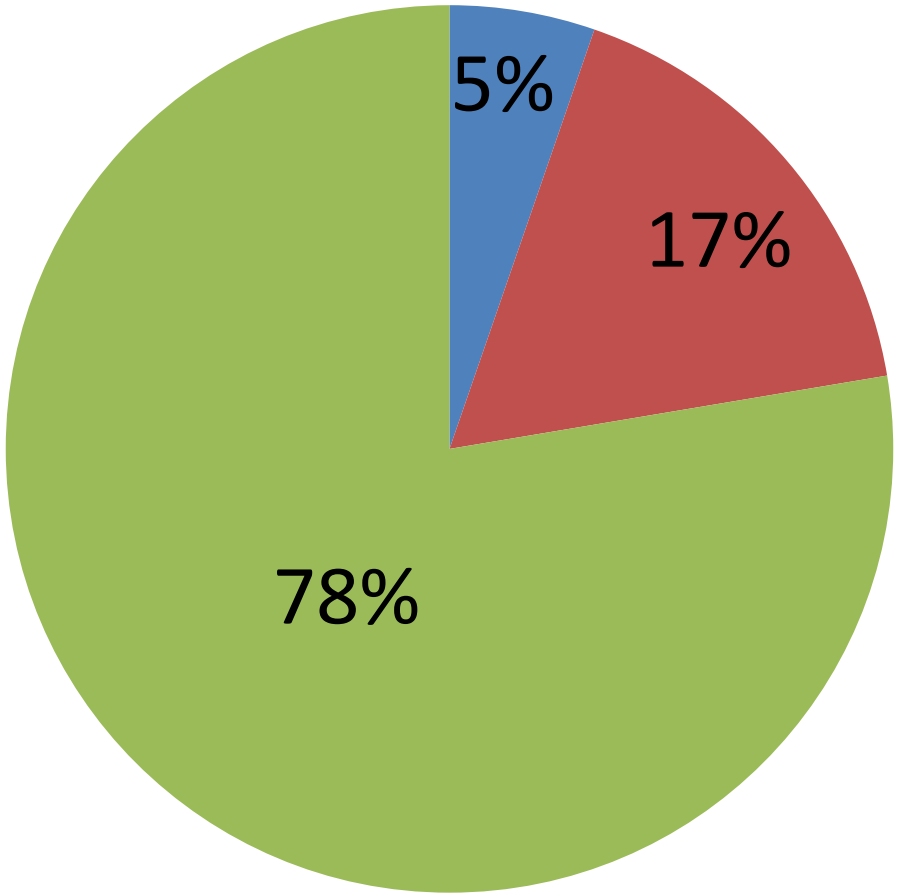

熊本県ＨＰより

熊本県内の住家被害状況（２）

広範囲に広がった建物被害

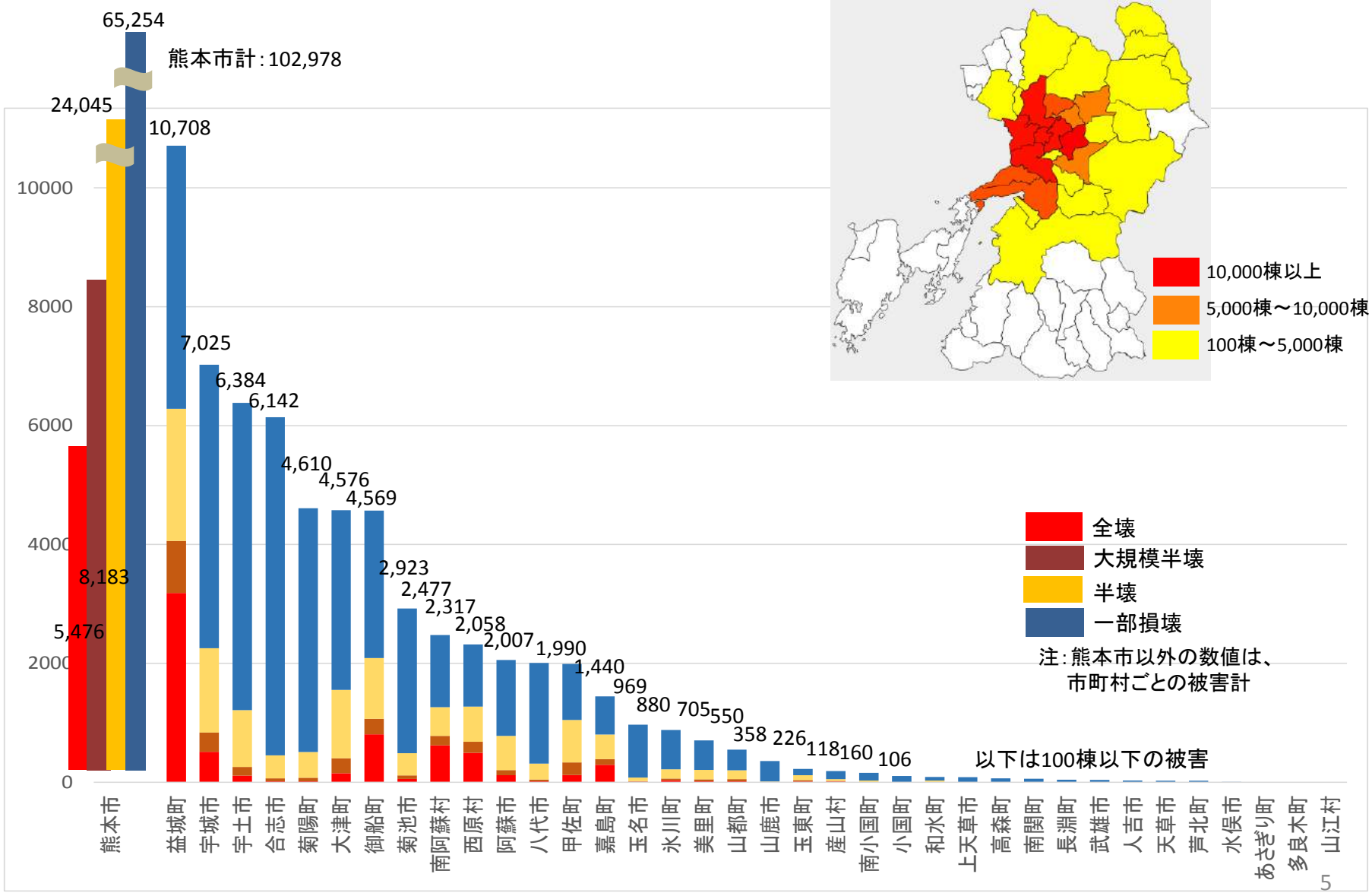

罹災証明書について

市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があつたときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、罹災証明書（災害による被害の程度を証明する書面）を交付しなければならない。（災害対策基本法第90条の2）

罹災証明書は、各種被災者支援策※の適用の判断材料として幅広く活用されている。

※各種被災者支援策
- 給　　付　：被災者生活再建支援金、義援金　等
- 融　　資　：（独）住宅金融支援機構融資、災害援護資金　等
- 減免・猶予　：税、保険料、公共料金等
- 現物支給　：災害救助法に基づく応急仮設住宅、住宅の応急修理

＜被災から支援措置の活用までの流れ＞

被災者から市町村へ申請

被害状況の調査（市町村）

被害の程度	全壊	大規模半壊	半壊
損害割合	50%以上	40%以上50%未満	20%以上40%未満

罹災証明書の交付（市町村）

各種被災者支援措置の活用

内閣府ＨＰより

罹災証明書の交付までの流れ

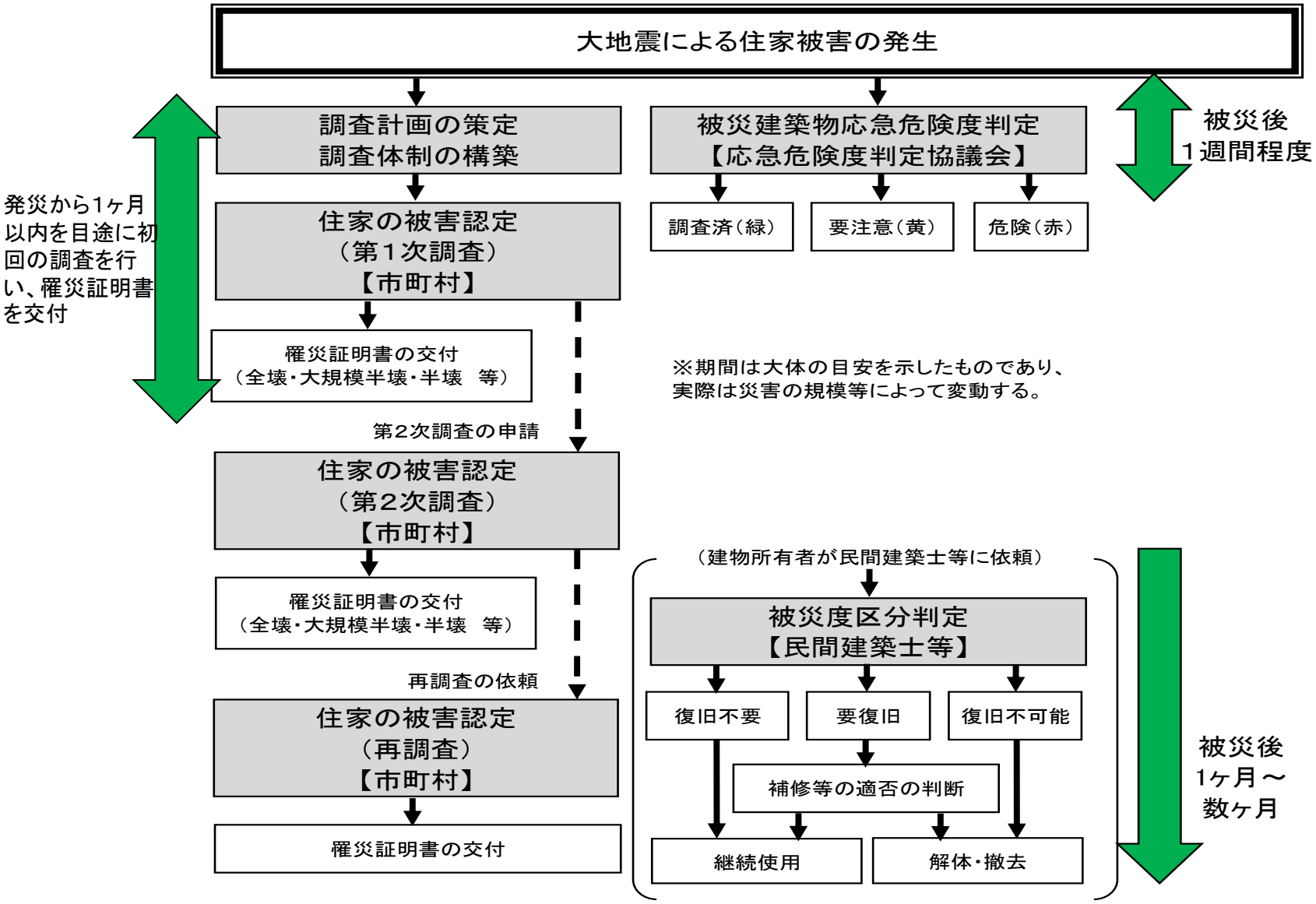

平成28年3月　内閣府
「災害に係る住家被害認定
業務実施体制の手引き」より

住家被害に伴う罹災証明書の交付申請受付件数と証明書発行件数の推移（H28.8.15迄の累計処理件数）

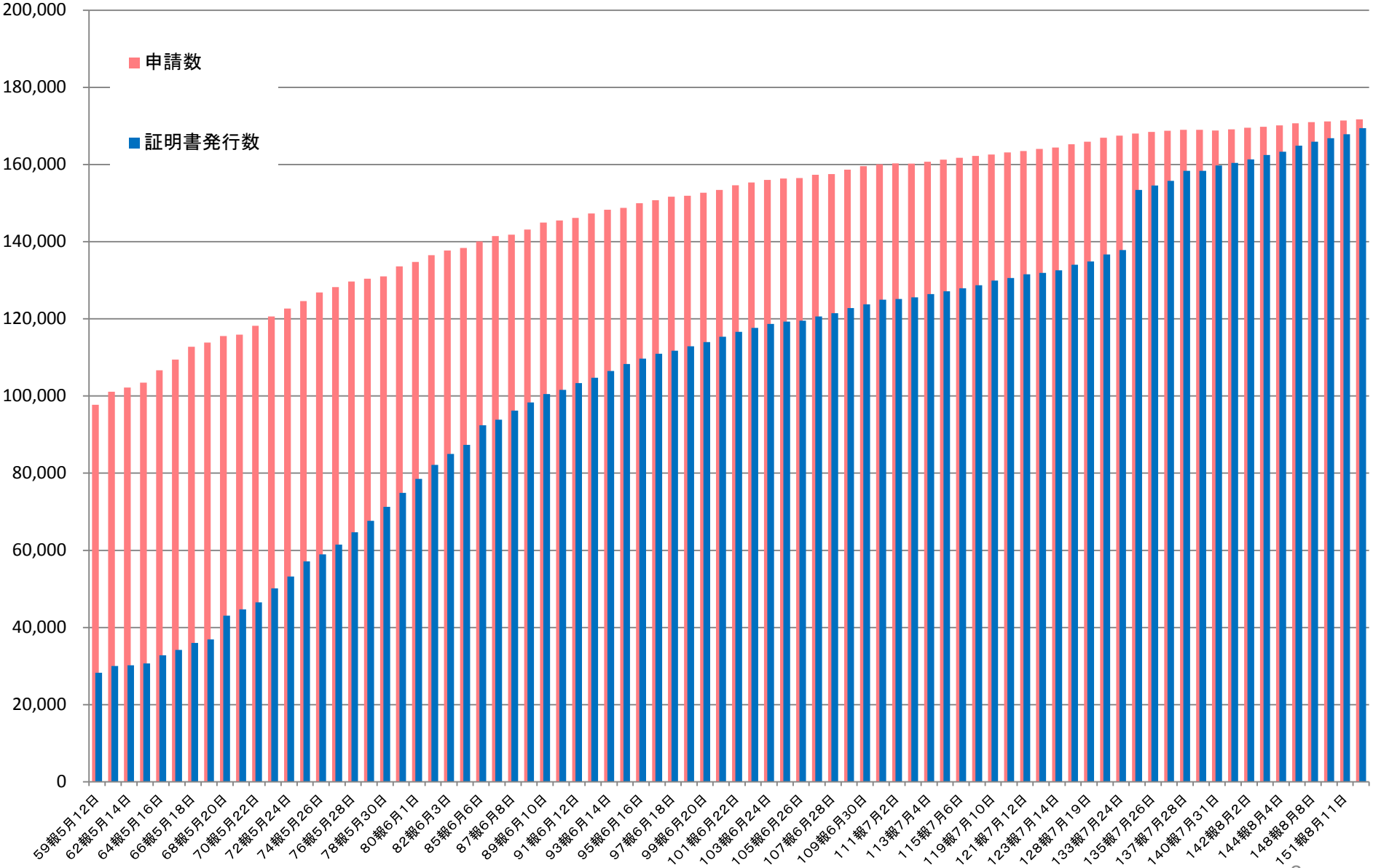

熊本県HPより

被災地への他自治体からの応援職員推移（参考）

罹災証明書関連業務への応援については長期化

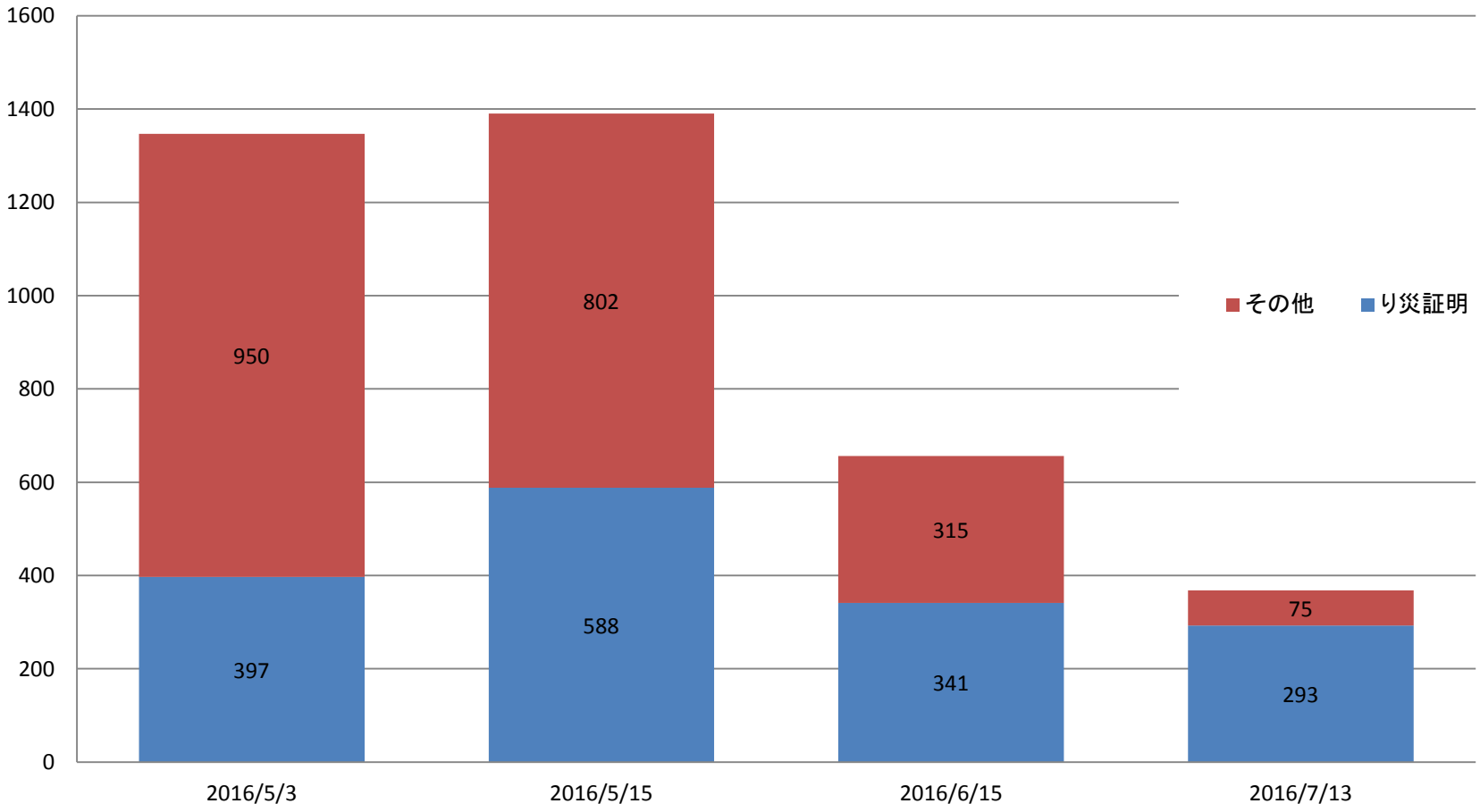

内閣府HPより

■住家被害認定調査業務

・一班３人～４人体制（熊本市職員１名）
・調査件数（１日３０棟～４０棟）※1次調査

■罹災証明書業務

①窓口補助業務
・調査申請窓口の聞き取り（氏名・住所・被害状況等）
・罹災証明書発行窓口のシステム操作補助
②罹災証明書情報入力業務
・即日発行した「一部損壊」の罹災証明書をシステムへ入力　等

熊本地震における課題

・被害の大きさに対して対応要員不足のうえ、発災直後は手作業で対応

・家屋被害調査から罹災証明書発行までの事務処理フロー、体制が未確立

⇒　罹災証明書の発行手続きが大幅に遅れ、更に不統一な事務処理により住民や応援職員も混乱

⇒　発災後、産官学連携の生活再建支援体の協力のもと、システムを導入し、申請から証明書発行までの時間を大幅に縮減

東京都に切迫する危機
【首都直下地震】

３０年以内にＭ７クラスの大地震が発生する確率＝約７０％

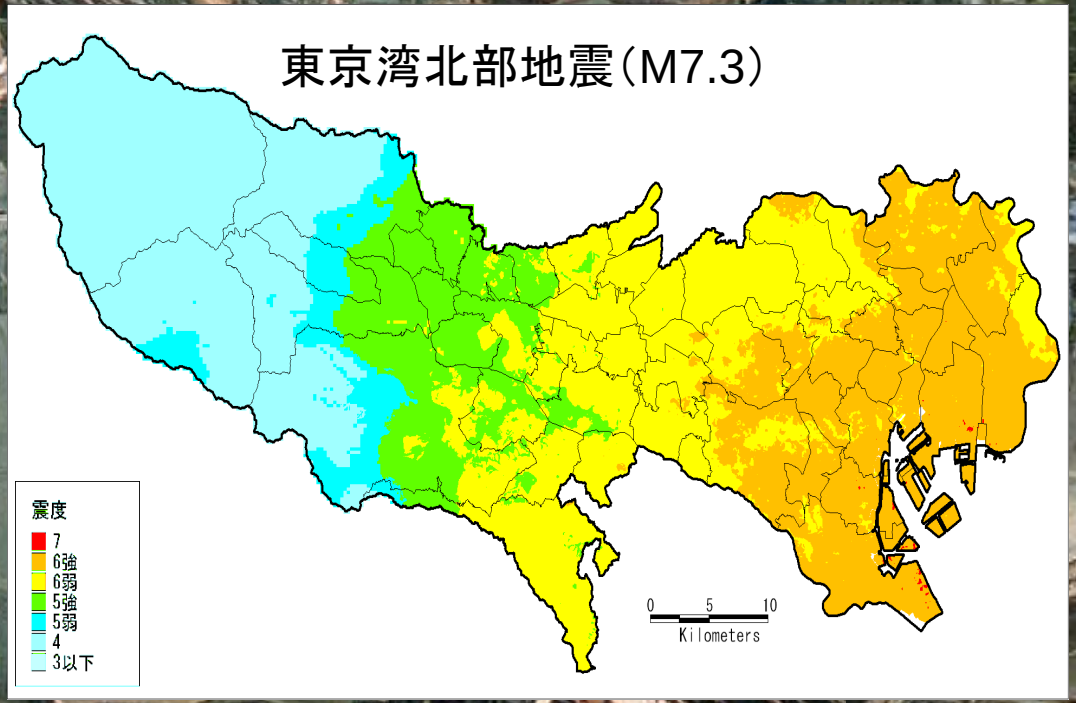

首都圏のほとんどが震度６弱以上（東京湾北部地震Ｍ７．３を想定）

首都直下地震等の被害想定

	東京都の被害想定 （平成24年公表）	東日本大震災 （平成23年3月11日）	阪神・淡路大震災 （平成7年1月17日）
震源・規模	東京湾北部　M7．3	三陸沖　M9．0	淡路島北部　M7．3
発生時刻等	冬18時　風速8m/秒	14時46分	5時46分
死者・行方不明者	約 9700人　※	約 1万8500人	約 6400人
負傷者	約 14万7600人 ※	約 6100人	約 4万3800人
建物全壊被害	約 30万4千棟 （全焼建物19万棟含む）	約 12万7千棟	約 10万5千棟
経済的被害	―――	約16兆9千億円	10兆円

※　内　訳

	建物倒壊	火災	ﾌﾞﾛｯｸ塀等	その他	計
死者	約 5400人	約 4100人	約 100人	約 100人	約 9700人
負傷者	約 12万6000人	約 1万7700人	約 3500人	約 400人	約 14万7600人

○その他の被害　・・・　帰宅困難者の発生　約517万人

都における取組

「災害に係る住家被害認定、り災証明書発行等に関するガイドライン（24.7策定）」における課題

- 大規模災害時における住家被害認定調査・罹災証明書発行事務は膨大な量になり、効率化が必要である。
- 住家被害認定調査について、調査の質を確保するため、調査員の育成が必要である。
- マンパワーが必要な業務であることから、応援要請の手順・受入体制の整備が必要である。

■課題への対応

- 従来から都が推奨しているシステム（業務パッケージ）ついて、都内区市町村への導入を促進
- 研修・訓練等を通じた人材の育成
- 業務の標準化による、都内自治体間の円滑な応援・受援体制の整備

【被災者生活再建支援システム】

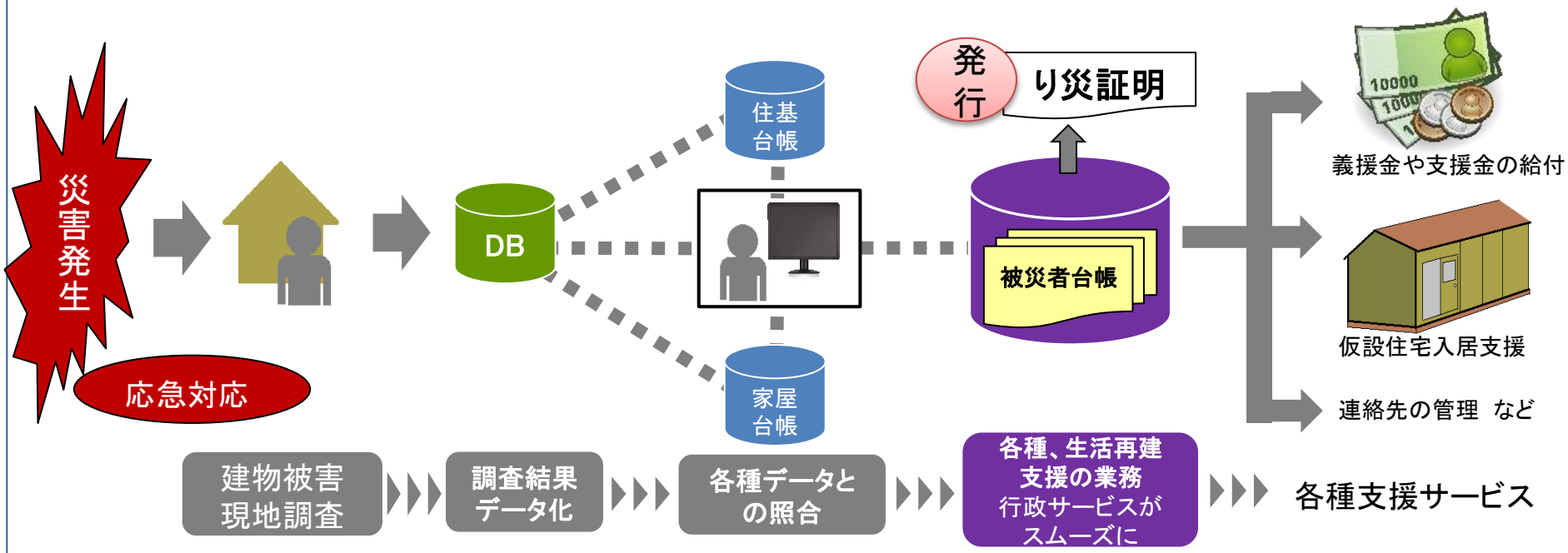

システムメニュー構成

応急対応	建物被害認定調査	り災証明発行	被災者台帳
応急対応	調査票出力	り災証明書発行	被災者台帳
	調査結果登録	被災届出受理証	

事前に定めたガイドラインの業務フローに沿って展開

システム導入の効果

■作業効率の向上

家屋被災調査結果等の**電子化**により、**事務処理を効率化**

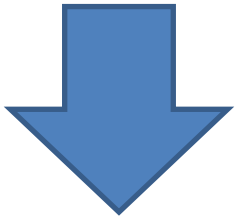

○　名寄せ・場寄せ作業の効率化
○　罹災証明書発行事務の効率化
○　被災者支援情報の確実な共有

総合防災訓練におけるシステム活用訓練①

■訓練目的

　首都直下地震が発災した場合、膨大な数の被災者から罹災証明の発行申請が区市町村に出されるため、被災者生活再建支援システムを活用して、住家被害調査や罹災証明書発行等の訓練を実施する。

■訓練内容

○首都直下地震発災後を想定。

1．都内区市町村職員、消防署員からの応援職員も訓練に参加
2．国と協力して開発した「東京版・被災者支援システム（被災者生活再建支援システム）」を活用

○訓練の流れ

1．来場した都民に対し、区市町村職員が、被災者生活再建支援の全体像や住家被害認定調査手法（ゆれ・火災）を説明
2．システムを活用して、住家被害調査結果の迅速なデータ化を実演
3．来場した都民に対し、システムを活用してり災証明書（ゆれ・火災）を発行
4．罹災証明に基づく各種生活再建支援制度等を説明

総合防災訓練におけるシステム活用訓練②

■訓練の流れ

体験①
生活再建支援の全体像

震災が起きたら生活はどうなるの？
発災から生活再建支援サービスを受けるまでの流れを学べます！

体験②
住家被害認定調査

震災で家がどの程度壊れてしまったの？
実際に被災した家屋の写真を見ながら調査方法を学び、
全壊、半壊、全焼など被害程度の判断を体験できます！

体験③
調査票自動データ化システム

調査した結果をスキャナで瞬時にデータ化！
スキャナを使ってパソコンに取り込むところを見学できます！

体験④
罹災証明発行システム

家に貼られた“調査済票”を持って自治体の窓口へ！
り災証明書の発行を体験できます！

体験⑤
生活再建支援相談窓口

受け取ったり災証明書でどんなサービスを受けられるの？
自治体職員があなたの疑問にお答えします！

出口　入口

受付

被災者生活再建支援業務マネジメント研修①

■目的

都内区市町村において中核となる職員を育成する研修を実施

⇒　住家被害認定調査、罹災証明書発行から実際の被災者生活再建支援に至る業務研修（全７回）

⇒　研修では、被災者生活再建支援システムを活用

■対象

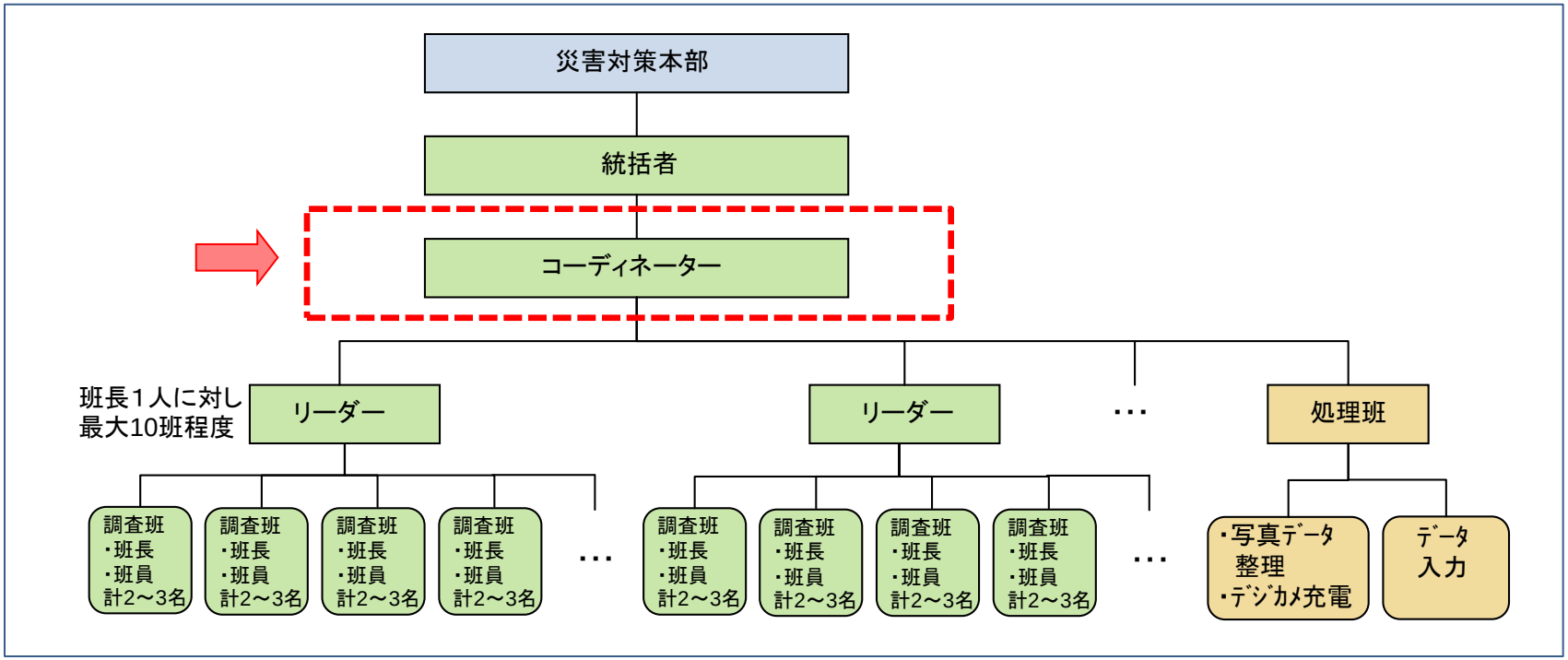

被災者生活再建支援業務マネジメント研修②

■内容

回	内容（予定）
第１回	・被災者生活再建支援業務の全体像 ・熊本地震における被災者生活再建支援業務の概要と事例
第２回	・事例に学ぶ建物被害認定調査の概要
第３回	・データ準備から罹災証明書発行台帳の作成
第４回	・罹災証明書発行マネジメント
第５回	・生活再建過程における被災者台帳の活用
第６回	・生活再建支援業務実施のための体制構築
第７回	・被災者生活再建支援システムを利用した業務に係る検討・報告

システムを活用した被災地支援①（東京都大島町）

■概要

・被害発生：平成２５年１０月１６日
・派遣時期：平成２５年１１月５日～９日（５日間）
・派遣先：大島町
・派遣者数：実人数で６４名（都職員６２名　区市町村職員６２名）
・派遣元市町村：　２３区市町村（６区　１０市　４町　３村）
・調査棟数：約１，０００棟（平成25年11月21日時点）

システムを活用した被災地支援②（京都府福知山市）

■概要

・平成２６年８月１５～１７日の豪雨で被災した福知山市で、
被災者生活再建支　援システムを活用

・都内区市の職員と都職員を合計２８人派遣、即戦力として活動
（9月1日～９月30日）

・住家被害認定調査補助、罹災証明書発行、窓口での支援等を実施

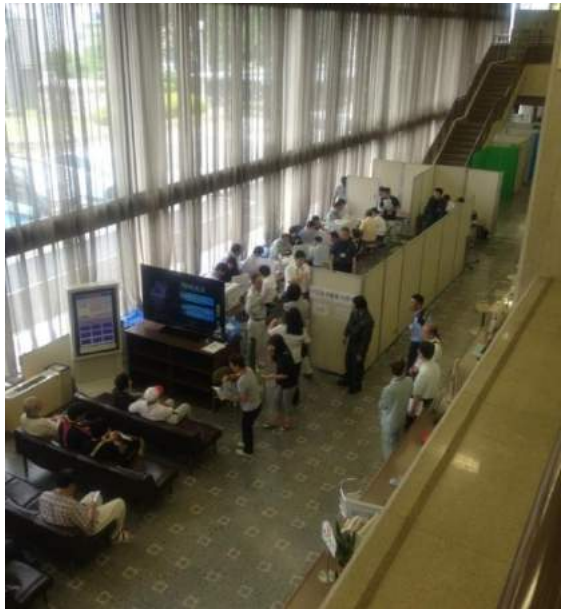

■受援体制の整備

○　家屋被災調査等の**業務フローの標準化**により、**受援体制を整備**

○　標準業務ガイドラインの策定及び同一システムを多くの自治体が導入することで、業務フローの標準化が進展

○ 発災時においても円滑な相互応援・広域応援が可能

今後の方向性

システムの普及と標準業務ガイドラインの策定

↓

相互応援・広域応援体制の構築

↓

住民の生活の安定と被災地の速やかな復興